

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき、令和3年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国1,741市町村(特別区を含む。)及び47都道府県。

【令和3年度調査方法】

令和3年度中に新たに相談・通報があった事例や令和2年度中に相談・通報があったもののうち、令和3年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等についてExcelファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

本資料に掲載した集計値は、令和4年9月30日までに自治体から寄せられた疑義照会回答を反映したものである。一部の自治体において疑義照会が未回答であるため、今後集計結果が変動する可能性がある。

割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

(【 】内は添付資料：調査結果のページ番号)

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが令和3年度で739件であり、前年度より144件(24.2%)増加したのに対し、養護者(※2)によるものは16,426件であり、前年度より855件(4.9%)減少した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが2,390件であり、前年度より293件(14.0%)増加したのに対し、養護者によるものは36,378件であり、前年度より604件(1.7%)増加した。表1、図1～図2【2～6P、11～13P】

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和2年度対比）

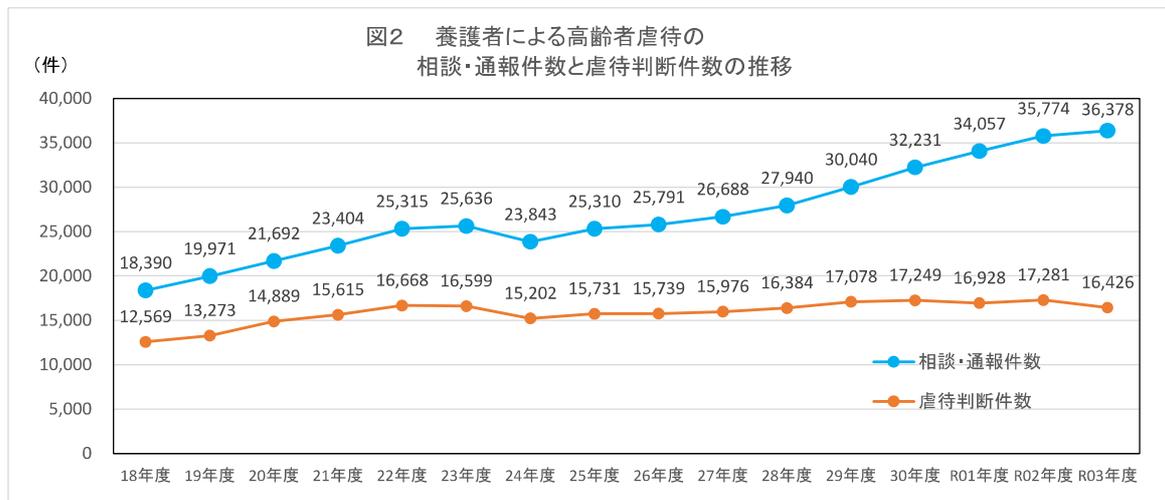
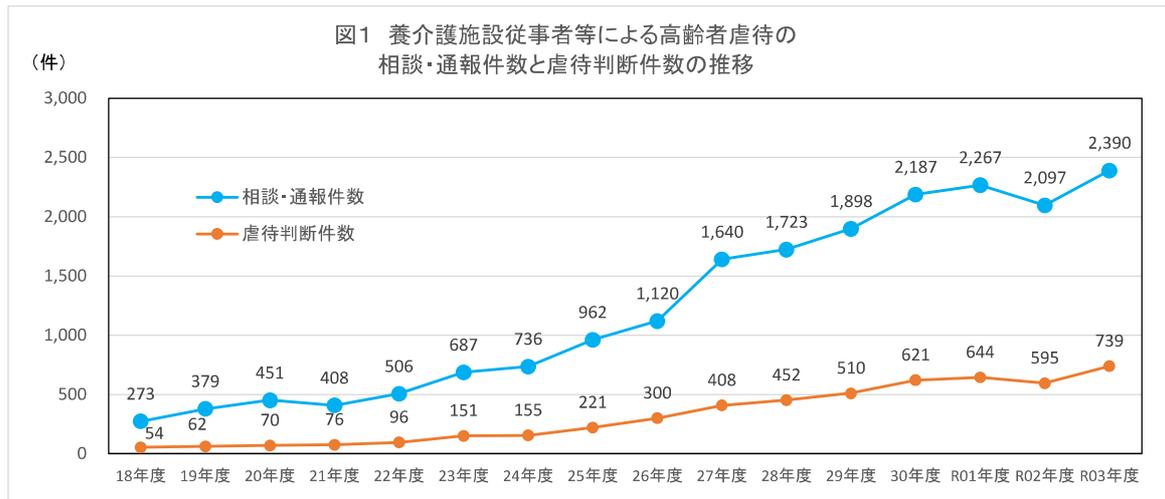
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和3年度	739件	2,390件	16,426件	36,378件
令和2年度	595件	2,097件	17,281件	35,774件
増減 (増減率)	144件 (24.2%)	293件 (14.0%)	-855件 (-4.9%)	604件 (1.7%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 2,713 人のうち、「当該施設職員」が 808 人 (29.8%) で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 443 人 (16.3%) であった。(複数回答)【2P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,390 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 4.5 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 35 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 415 件 (56.2%) で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 169 件 (22.9%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 159 件 (21.5%)、「倫理観や理念の欠如」が 94 件 (12.7%) であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

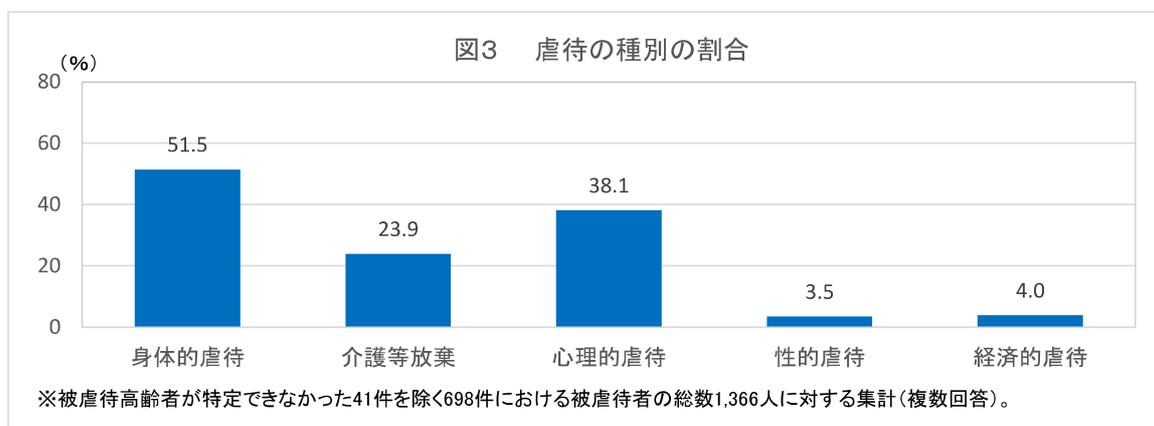
虐待の事実が認められた 739 件の施設・事業所のうち、201 件 (27.2%) が過去何らかの指導等(虐待以外の事案に関する指導等を含む)を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 146 件 (19.8%) あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

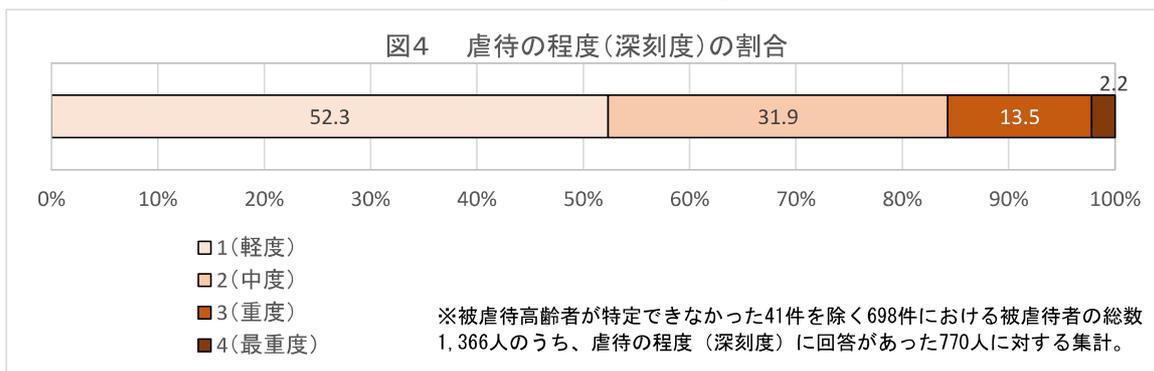
「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 228 件 (30.9%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 218 件 (29.5%)、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 100 件 (13.5%)、「介護老人保健施設」が 39 件 (5.3%) であった。【6P】

(6) 虐待の内容

- 養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された 1,366 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 703 人 (51.5%) で最も多く、次いで「心理的虐待」521 人 (38.1%)、「介護等放棄」327 人 (23.9%) であった。(複数回答) 図 3【6~7P】



- 被虐待高齢者 1,366 人のうち、「身体拘束あり」は 332 人 (24.3%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) の割合では、今回調査より 4 段階評価に改めたが、最も軽い「1 (軽度)」が 403 人 (52.3%) である一方、最も重い「4 (最重度)」は 17 人 (2.2%) であった。【図 4】【7～8P】
- ※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者 770 人分についてであり、特定された被虐待者総数 1,366 人と一致しない。
- 高齢者の死亡事例は 1 件 (2 人) であった。【5P】

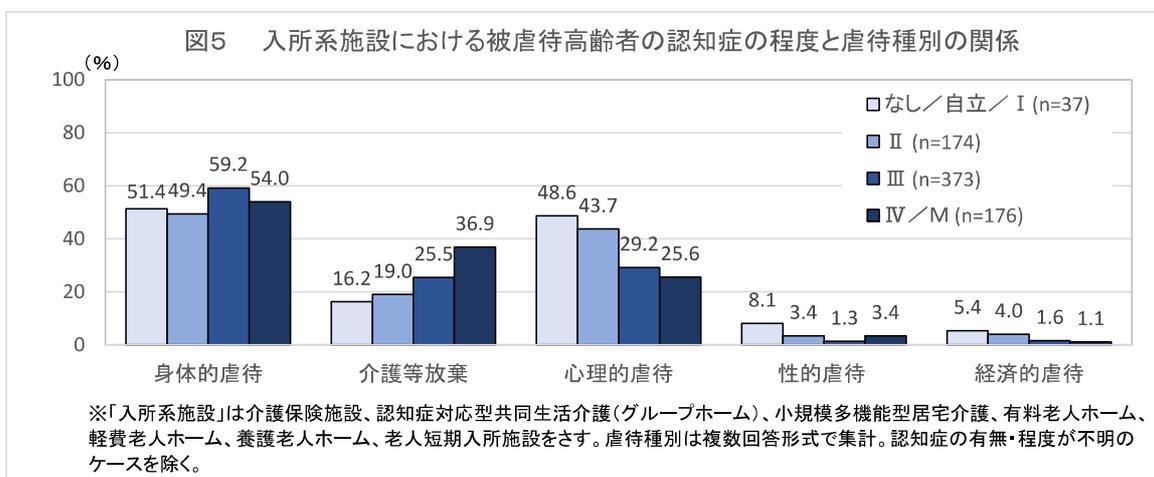


(7) 被虐待高齢者の状況

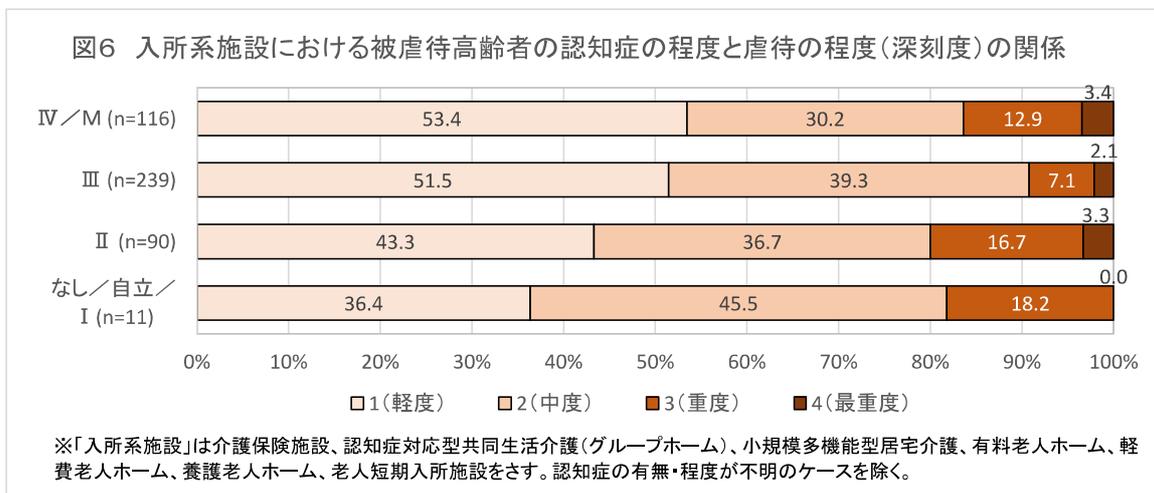
- 被虐待高齢 1,366 人のうち、「女性」が 974 人 (71.3%) を占め、年齢は 85～89 歳が 355 人 (26.1%)、90～94 歳が 280 人 (20.5%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 996 人 (72.9%)、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 1,044 人 (76.4%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 756 人 (55.3%) であった。【8～9P】

(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、介護等放棄を受ける割合が高く、心理的虐待を受ける割合が低い。【図 5】【27P】

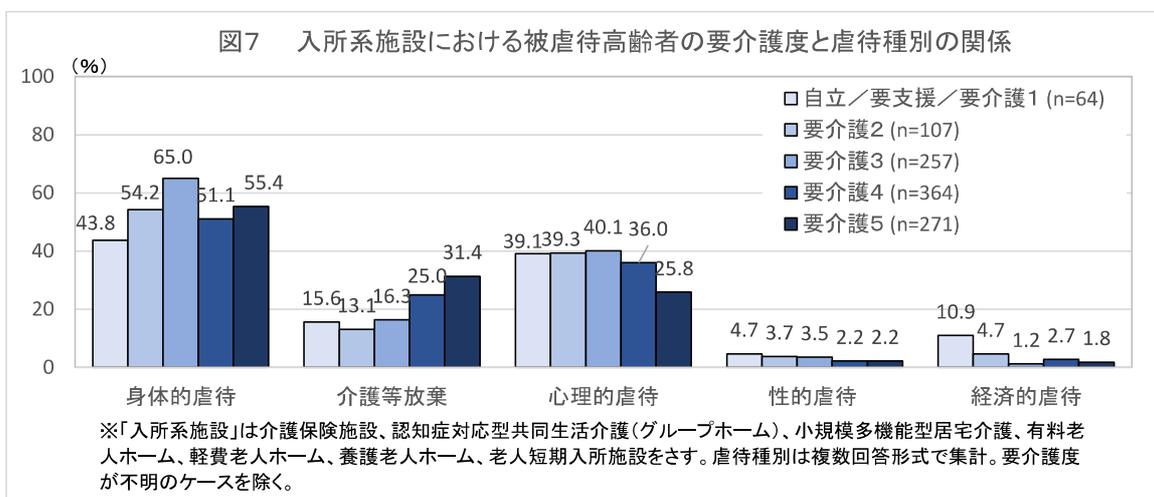


- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「なし／自立／I」の場合を除き「1（軽度）」が最も多くなっていた。【図6】【27P】



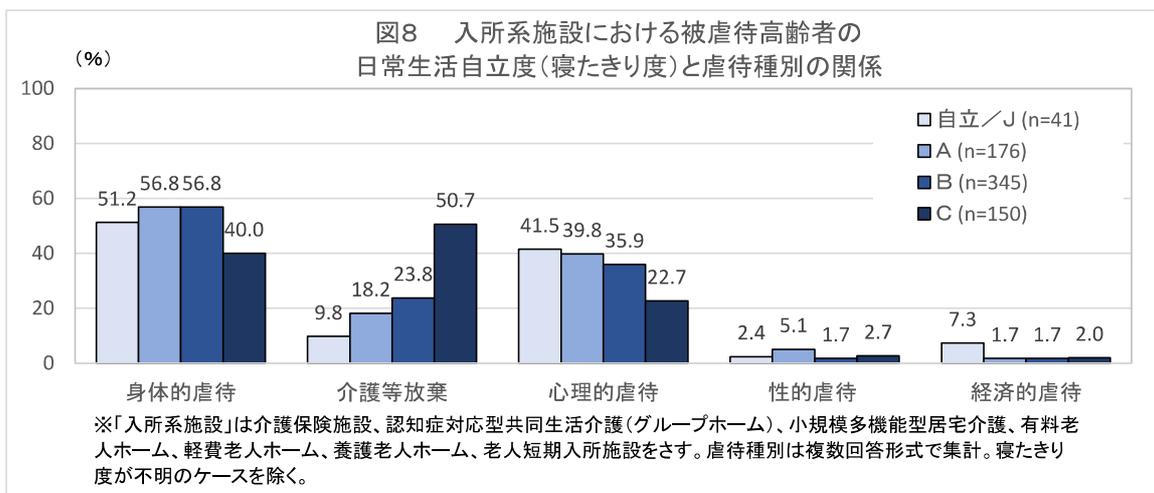
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「介護等放棄」の割合が高まる傾向がみられた。【図7】【28P】



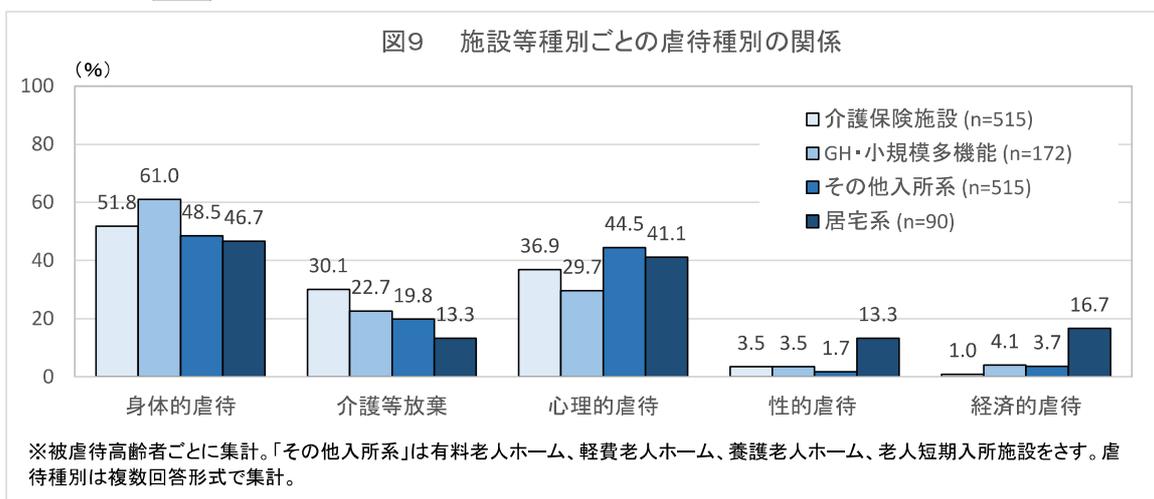
(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、「日常生活自立度(寝たきり度)」が低くなる(身体機能が低下する)ほど「介護等放棄」の割合が高い傾向がみられた。【図8】【28P】



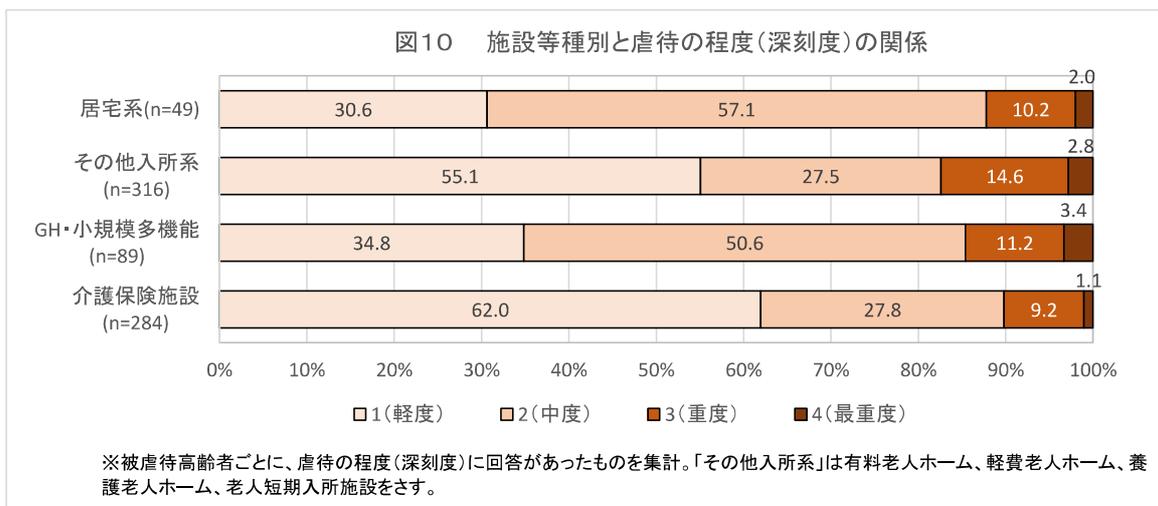
(施設種別との関係)

- いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高く、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では61.0%を占める。
- 「介護保険施設」では他の施設種別と比べ「介護等放棄」が含まれる割合が高く「経済的虐待」が含まれる割合は低い。
- 「その他入所系」では他の施設種別と比べて「介護等放棄」が含まれる割合が低い一方「心理的虐待」が含まれる割合が高く、「居宅系」では他の施設種別と比べて「介護等放棄」が含まれる割合が低い一方「性的虐待」「経済的虐待」が含まれる割合が高い。 **図9** 【29P】



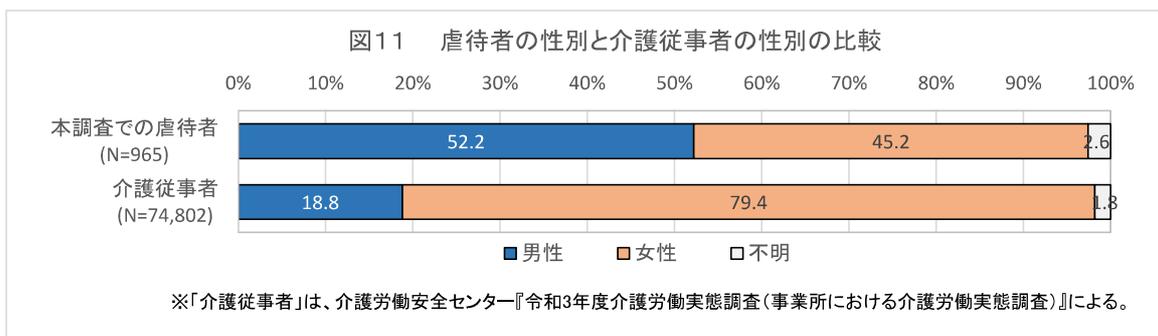
- 「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係を見ると、「介護保険施設」では「1(軽度)」の割合が高く、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」や「居宅系」事業所では「2(中度)」の割合が高い傾向がみられた。

図10 【30P】

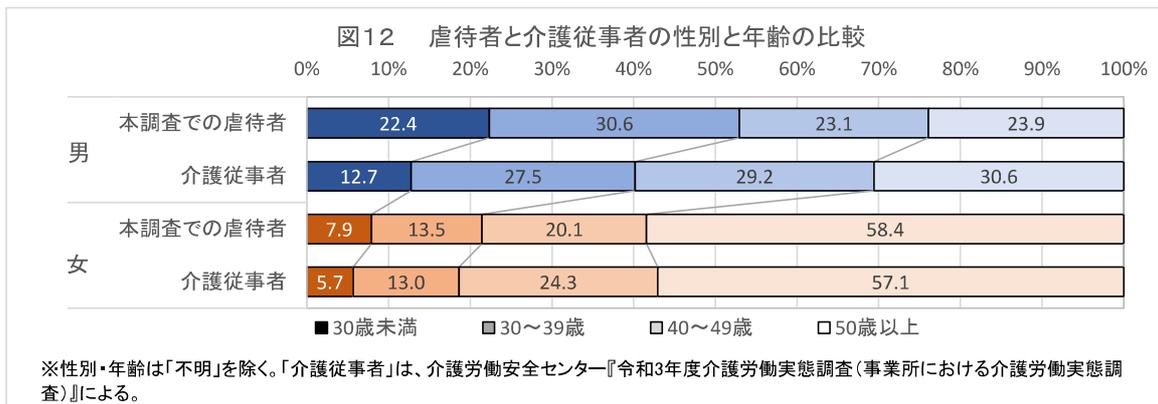


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 965 人のうち、年齢は「50～59 歳」が 163 人 (16.9%)、「30～39 歳」が 160 人 (16.6%)、「40～49 歳」が 151 人 (15.6%)、「30 歳未満」が 111 人 (11.5%)、「60 歳以上」が 107 人 (11.1%) であった。職種は「介護職」が 785 人 (81.3%) であった。【9P】
- 虐待者の性別は、「男性」が 504 人 (52.2%)、「女性」が 436 人 (45.2%) であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が 18.8%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 52.2%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。【図11】【30P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性では「30 歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。【図12】【30P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【10P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 38,850 人のうち「警察」が 12,695 人 (32.7%) で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 9,681 人 (24.9%)、「家族・親族」3,095 人 (8.0%) であった。【11P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 36,378 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの中央値は 2 日であった。【12P】

○ 相談・通報件数 37,382 件 (令和 2 年度に相談・通報があったもののうち、令和 3 年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 35,187 件 (94.1%) のうち、「訪問調査」が 22,218 件 (59.4%)、「関係者からの情報収集」が 12,789 件 (34.2%)、「立入調査」が 180 件 (0.5%) により実施された。【12P】

(3) 虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が 9,038 件 (55.0%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 8,615 件 (52.4%)、虐待者の「精神状態が安定していない」が 7,993 件 (48.7%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が 7,776 件 (47.3%) であった。(複数回答) 【13~14P】

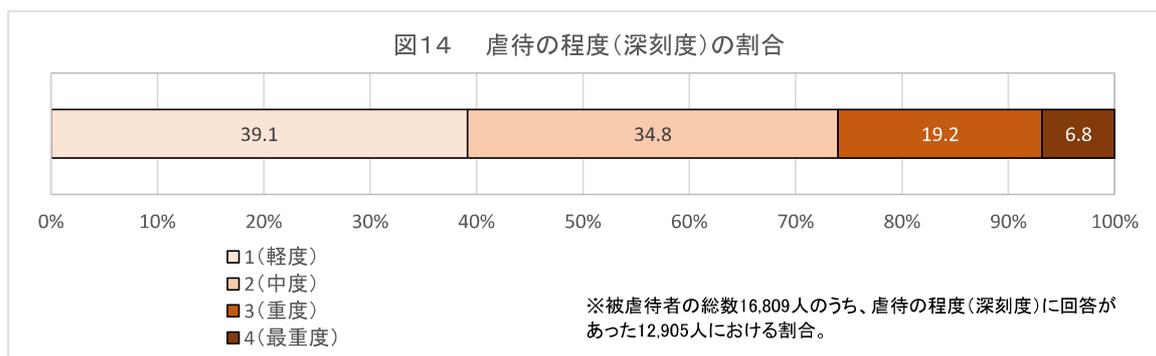
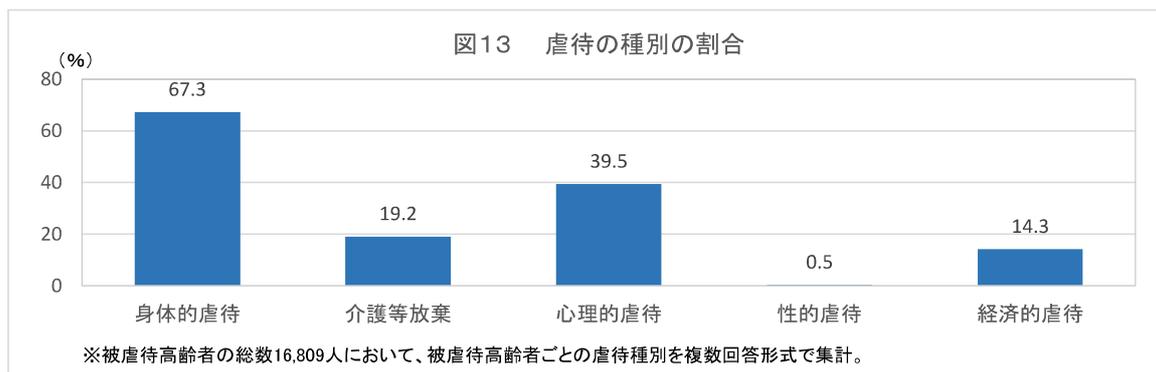
(4) 虐待の内容

○ 養護者による被虐待高齢者の総数 16,809 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 11,310 人 (67.3%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,638 人 (39.5%)、「介

「介護等放棄」が3,225人(19.2%)、「経済的虐待」が2,399人(14.3%)であった。(複数回答) 図13【14P】

- 虐待の程度(深刻度)の割合は、今回調査より4段階評価に改めたが、「1(軽度)」が5,052人(39.1%)と最も多く、次いで「2(中度)」が4,497人(34.8%)、「3(重度)」が2,473人(19.2%)、「4(最重度)」が883人(6.8%)を占めた。図14【15P】

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者12,905人分についてであり、特定された被虐待者総数16,809人と一致しない。

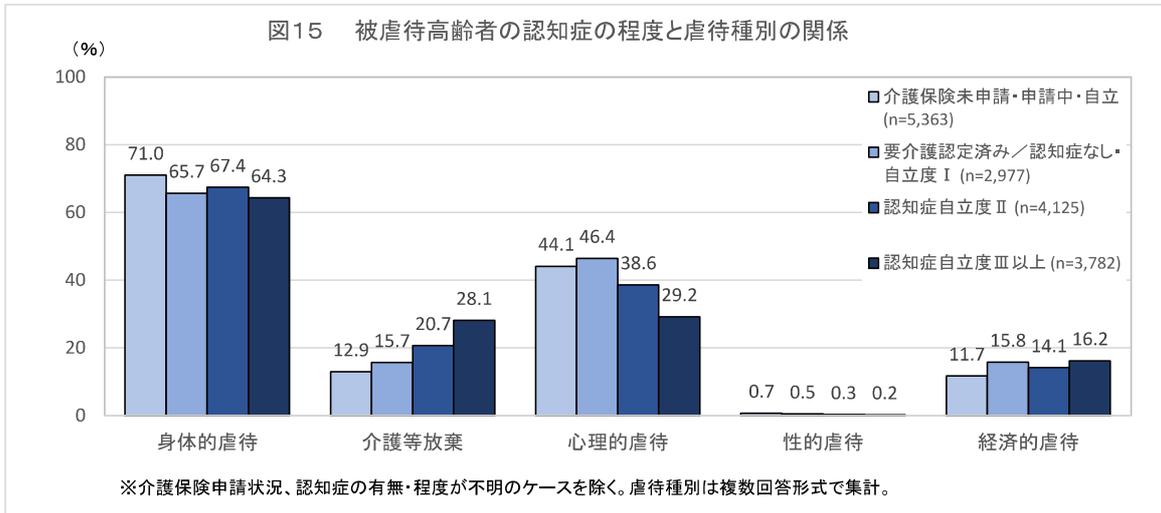


(5) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者16,809人のうち、「女性」が12,713人(75.6%)を占め、年齢では「80～84歳」が4,143人(24.6%)、「85～89歳」が3,545人(21.1%)であった。要介護認定の状況は、認定済みが11,426人(68.0%)であり、要介護度別の内訳は「要介護1」が3,026人(26.5%)、「要介護2」が2,476人(21.7%)、「要介護3以上」が4,190人(36.7%)であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は8,250人(72.2%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は7,966人(69.7%)であった。【15～16P】

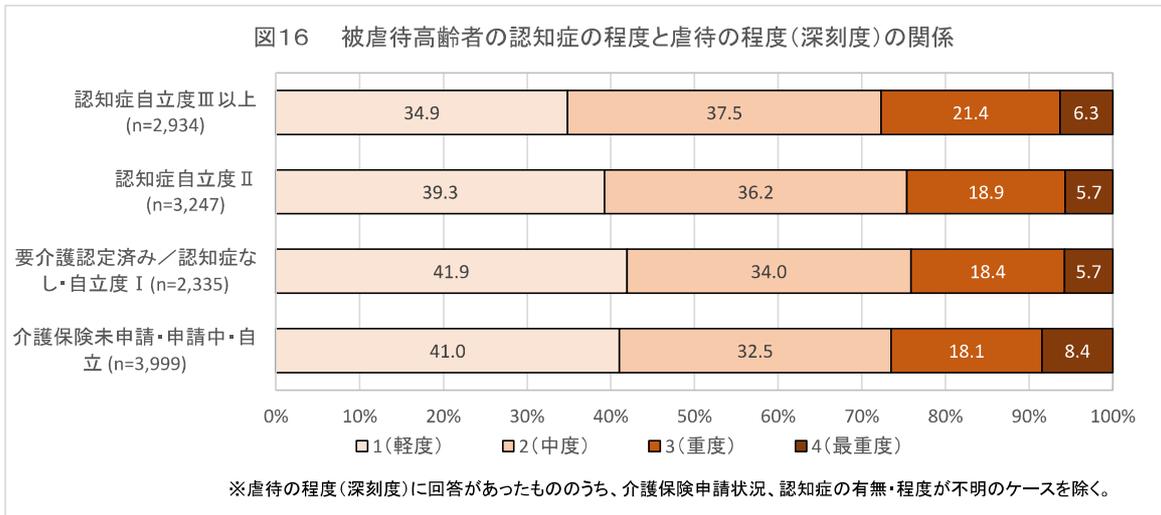
(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。【図 15】【32P】



- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、全体に比して、「介護保険未申請・申請中・自立」では「1（軽度）」及び「4（最重度）」の割合が高く、「認知症自立度 III 以上」では「2（中度）」及び「3（重度）」の割合が高い。

【図 16】【32P】

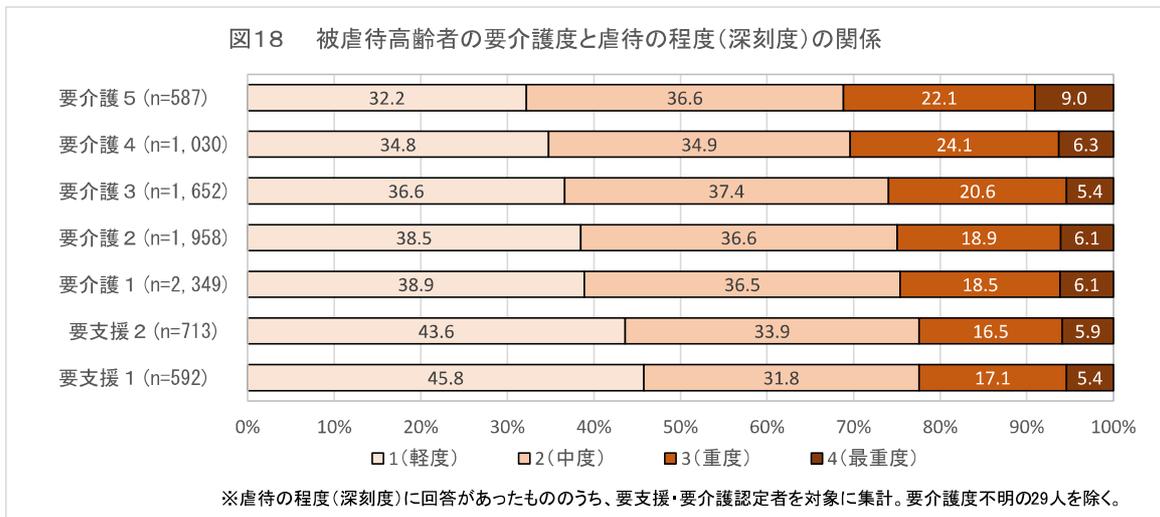


(要介護度との関係)

- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。【図 17】【31P】

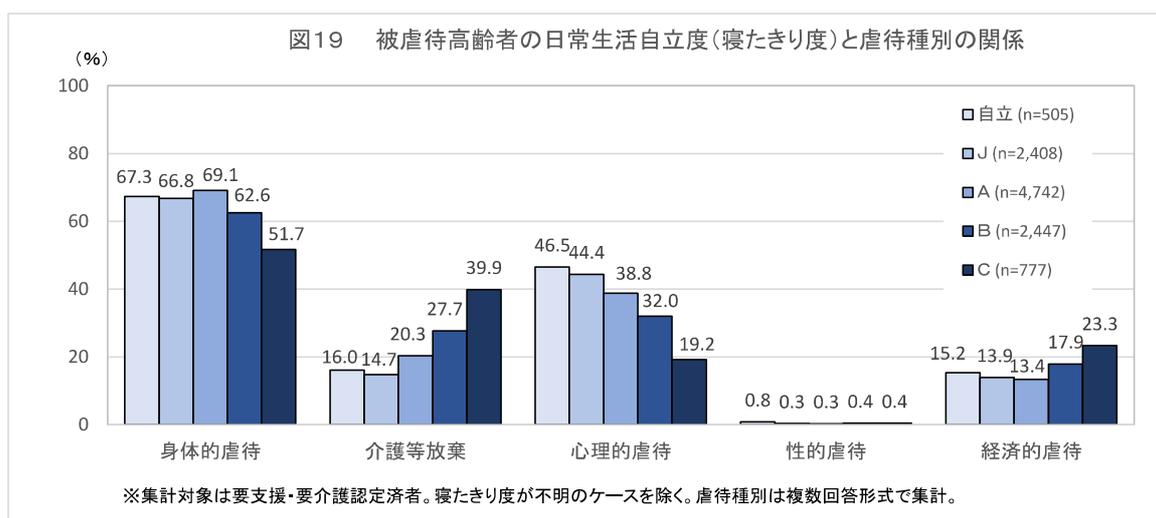


- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。【図 18】【32P】

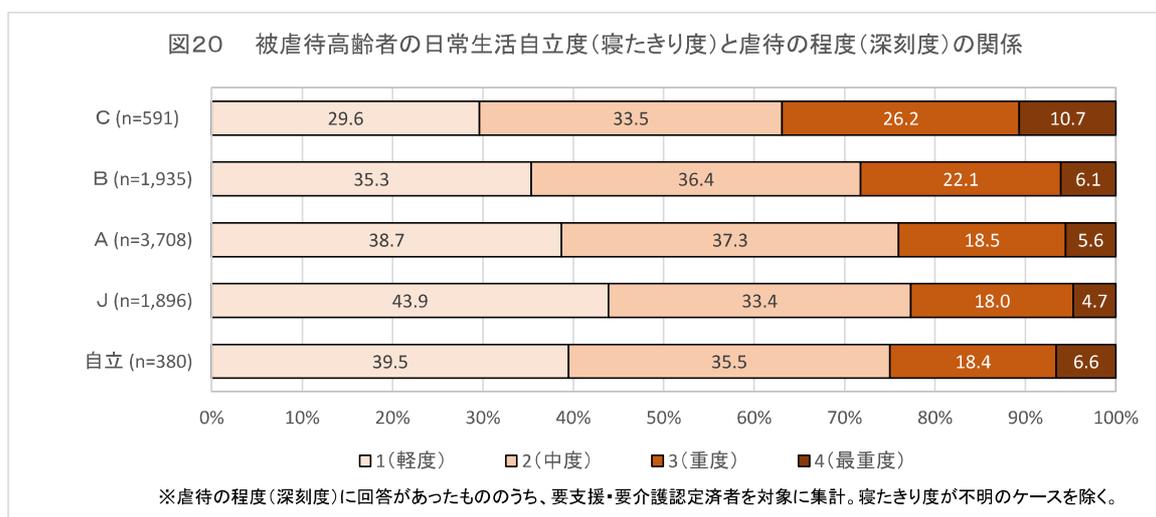


(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低くなる(身体機能が低下する)ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。【図19】【33P】

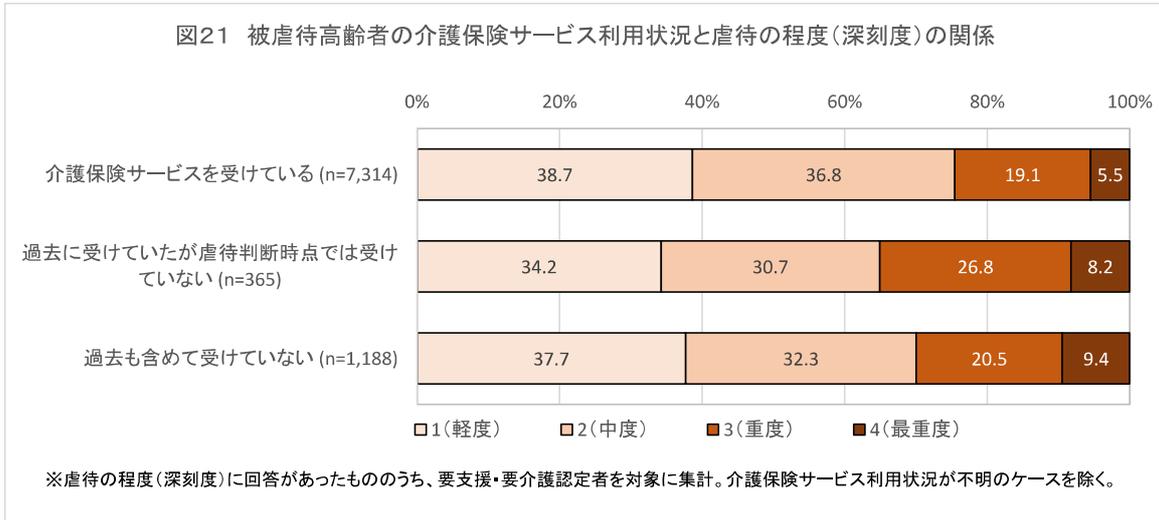


- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係を見ると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下している)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。【図20】【33P】

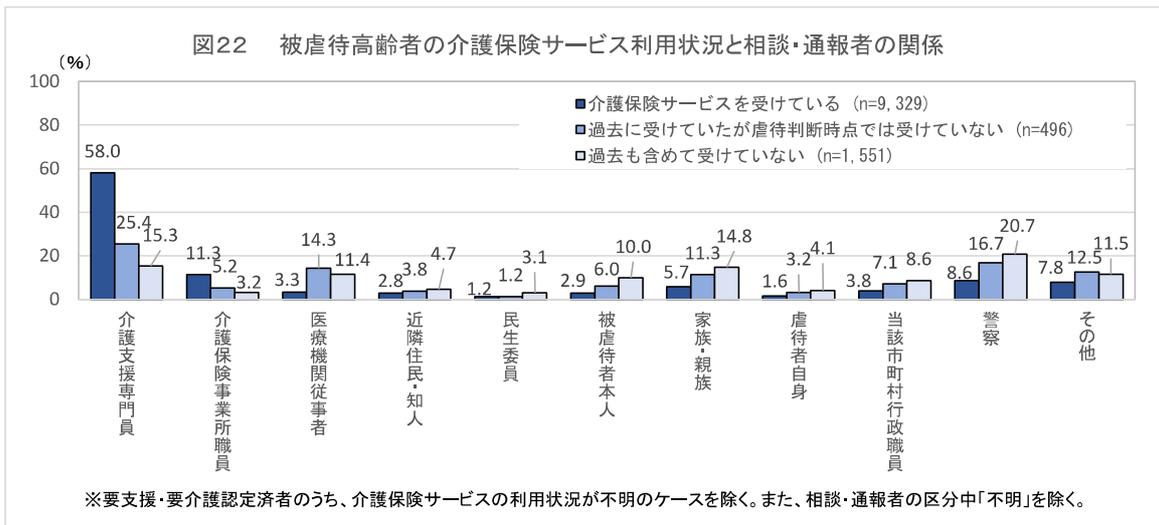


(介護保険サービス利用状況との関係)

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の「3（重度）」及び「4（最重度）」の割合が相対的に低かった。【図 21】【34P】

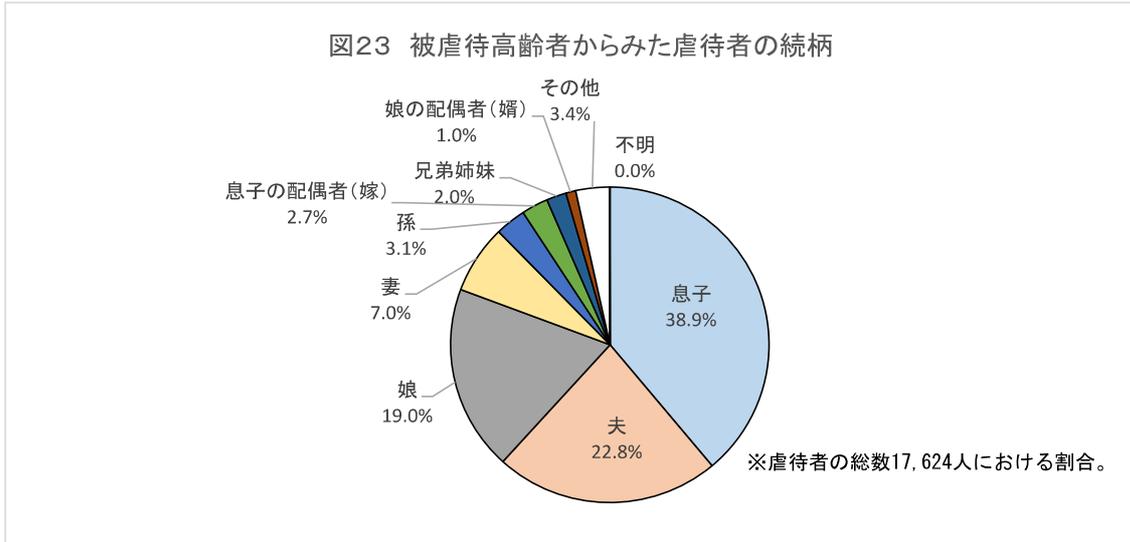


- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合や過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」などその他の相談・通報者が含まれている割合が相対的に高かった。【図 22】【33P】



(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 8,847 人（52.6%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 5,861 人（34.9%）と合わせると 14,708 人（87.5%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【17P】



- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 6,857 人（38.9%）で最も多く、次いで「夫」4,024 人（22.8%）、「娘」3,342 人（19.0%）であった。【図23】【18P】
- 虐待者の年齢は、「50～59歳」が 25.9%と最も多く、次いで60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 16.0%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 16.0%、「40～49歳」が 15.3%の順であった。【18P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 4,958 人（20.7%）の事例で行われた。そのうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 1,705 人（34.4%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 865 人（17.4%）、「住まい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 682 人（13.8%）、「やむを得ない事由等による措置」が 675 人（13.6%）であった。【18～19P】

一方、「被虐待高齢者と虐待を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 6,983 人（56.6%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,380 人（27.4%）であった。【19P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 913 人（うち令和3年度内に利用開始済が 722 人）、「利用手続き中」が 638 人であった。また、令和3年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 1,360 人のうち、市町村長申立の事例は 909 人（66.8%）であった。【19P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和3年度中に発生、市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人（心中未遂を除く）」が13件13人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が9件9人「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が4件4人、「心中（養護者、被養護者とも死亡）」が2件2人、「その他」6件6人、「不明」3件3人であり、合計37件37人であった。表2【20P】

表2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15	25	37
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15	25	37

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和3年度で「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,445市町村（83.0%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が911市町村（52.3%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が899市町村（51.6%）と半数程度にとどまっている。また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率も959市町村（55.1%）と半数程度にとどまっている。【22～24P】

養護者による高齢者虐待の防止に係る市町村での18項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係をみると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。図24【35P】

また、今回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が1,360市町村（78.1%）と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が114市町村（6.5%）、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が358市町村（20.6%）など、半数を下回る項目が多かった。【22～23P】

図24 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係

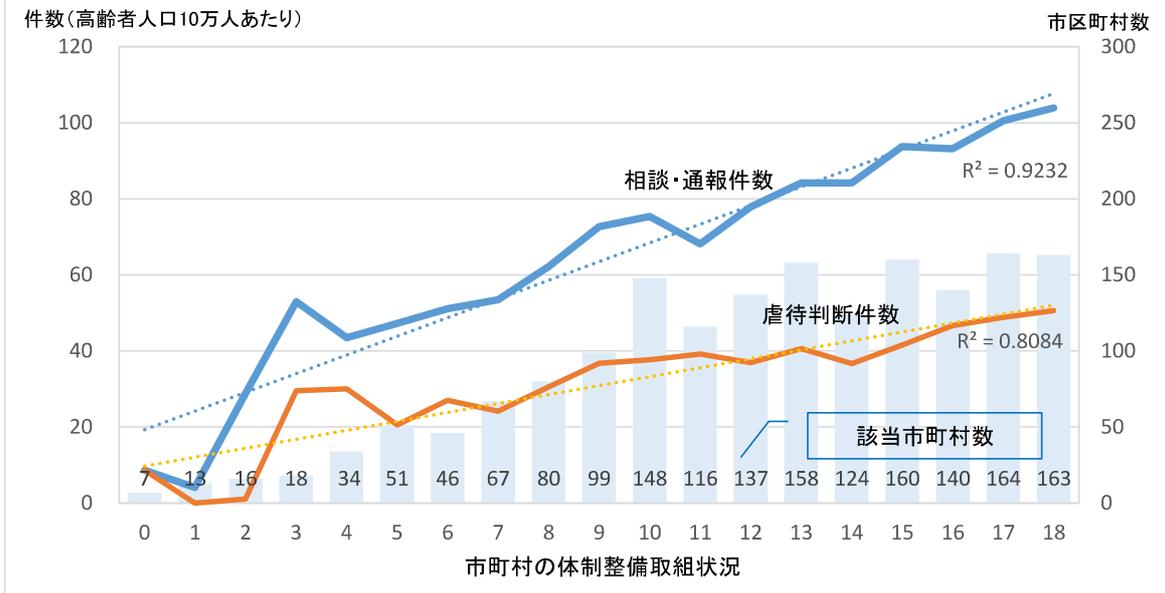


表3 市町村における体制整備の取組項目

広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）
	地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）
	居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
	終結した虐待事案の事後検証について
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は42都道府県（89.4%）で、「市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身

体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)」(実施済み 10 都道府県)、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」(実施済み 11 都道府県)、「市町村への支援(ネットワーク構築等支援)」(実施済み 15 都道府県)などを実施している都道府県は限られていた。

また、今回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は 41 都道府県(87.2%)で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は 37 都道府県(78.7%)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は 36 都道府県(76.6%)で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)」(実施済み 15 都道府県)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援」(実施済み 20 都道府県)など、半数を下回るものもあった。【25～26P】

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	5
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	6
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	11
(2) 相談・通報者	11
(3) 事実確認の状況	12
(4) 事実確認の結果	12
(5) 虐待の発生要因	13
(6) 虐待の内容	14
(7) 被虐待高齢者の状況	15
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	17
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	18
(10) 虐待等による死亡事例	20
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	22
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	24
5. クロス集計等分析結果表等	25

調査の概要

【調査目的】

令和3年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県を対象に、令和3年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和2年度以前に相談・通報があり、令和3年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

令和3年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、2,390件であった。令和2年度は2,097件であり、293件（14.0%）増加した。

表1 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	増減
件数	2,390	2,097	293 (14.0%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和3年度内）

北海道	76	東京都	219	滋賀県	22	香川県	36
青森県	26	神奈川県	201	京都府	43	愛媛県	34
岩手県	18	新潟県	28	大阪府	218	高知県	23
宮城県	24	富山県	14	兵庫県	157	福岡県	78
秋田県	16	石川県	24	奈良県	29	佐賀県	10
山形県	9	福井県	12	和歌山県	22	長崎県	29
福島県	20	山梨県	14	鳥取県	10	熊本県	44
茨城県	32	長野県	35	島根県	11	大分県	23
栃木県	21	岐阜県	22	岡山県	21	宮崎県	17
群馬県	48	静岡県	47	広島県	42	鹿児島県	25
埼玉県	232	愛知県	148	山口県	18	沖縄県	22
千葉県	123	三重県	42	徳島県	5	合計	2,390

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計2,713人に対して、「当該施設職員」が29.8%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が16.3%、「家族・親族」が13.2%、「当該施設元職員」が9.0%であった。なお、「本人による届出」は1.7%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数2,390件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	（医療機関含む）従事者	介護支援専門員	談介護サービス相
人数	47	357	808	243	443	88	95	12
割合(%)	1.7	13.2	29.8	9.0	16.3	3.2	3.5	0.4
(参考)	63	332	637	237	346	75	103	5
令和2年度	2.6	13.9	26.7	9.9	14.5	3.1	4.3	0.2

(続き)

	セ 地 ン タ ー 包 括 職 支 援	会 社 職 員 福 祉 協 議	団 体 健 康 保 険 連 合 会	都 道 府 県 連 絡 機 関	警 察	そ の 他	含 む 不 明 (匿 名 を)	合 計
人数	60	8	1	49	66	304	132	2,713
割合(%)	2.2	0.3	0.0	1.8	2.4	11.2	4.9	100.0
(参考)	81	5	3	52	56	266	129	2,390
令和2年度	3.4	0.2	0.1	2.2	2.3	11.1	5.4	100.0

(3) 事実確認の状況 (表4～表6)

令和3年度において「事実確認を行った事例」は2,228件、「事実確認を行っていない事例」は289件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が735件、虐待の「事実が認められなかった」が917件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が576件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の289件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が51件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が115件、「都道府県へ事実確認を依頼」が3件、「その他」が120件であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	うち令和3年度内に通報・相談	うち令和2年度以前に通報・相談	割合(%)
		()	()	
事実確認を行った事例	2,228	(2,112)	(116)	(88.5)
事実が認められた	735	(676)	(59)	[29.2]
事実が認められなかった	917	(885)	(32)	[36.4]
虐待の有無の判断に至らなかった	576	(551)	(25)	[22.9]
事実確認を行っていない事例	289	(278)	(11)	(11.5)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	51	(51)	(0)	[2.0]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	115	(108)	(7)	[4.6]
都道府県へ事実確認を依頼	3	(3)	(0)	[0.1]
その他	120	(116)	(4)	[4.8]
合計	2,517	(2,390)	(127)	100

(注) 本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	657	189	87	300	316	180	125	374	2,228

中央値4.5日

表6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	79	21	10	44	77	49	45	410	735

中央値35日

(4) 虐待の発生要因 (表7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「倫理観や理念の欠如」であった。

表7 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	415件	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169件	22.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	159件	21.5
倫理観や理念の欠如	94件	12.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	71件	9.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	55件	7.4
その他	19件	2.6

(注) 都道府県が直接把握した事例を含む 739 件に対するもの

(5) 過去の指導等 (表8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は 19.8%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は 27.2%であった。

指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。

表8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	146	19.8
当該施設等に対する過去の指導等あり	201	27.2

(6) 都道府県への報告 (表9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「法」という。) 第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例 (当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。) 2,228 件のうち、748 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 735 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に (単独または共同での) 事実確認を依頼した」が 13 件であった。

表9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	748 件
虐待の事実が認められた	735 件
都道府県に事実確認を依頼した	13 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表 10）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」13件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」は0件、「虐待ではないと判断した事例」は1件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」は6件であり、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が6件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	13 件
虐待の事実が認められた	0 件
虐待ではないと判断した	1 件
虐待の有無の判断に至らなかった	6 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	6 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が15件あり、都道府県が事実確認を行った結果「虐待の事実が認められた事例」が4件、「虐待ではないと判断した事例」が5件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」が2件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	15 件
虐待の事実が認められた	4 件
虐待ではないと判断した	5 件
虐待の有無の判断に至らなかった	2 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件
事実確認を行わなかった	2 件

なお、高齢者の死亡事例は1件（2人）であった。

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表 12、表 13）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む）が735件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が0件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が4件であり、これらを合わせた総数は739件であった。これを都道府県別にみると表13のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和3年度	735	0	4	739
令和2年度	587	0	8	595
増減	148 (25.2%)	0 -	-4 (-50.0%)	144 (24.2%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(令和3年度内)

北海道	28	東京都	87	滋賀県	6	香川県	7
青森県	4	神奈川県	66	京都府	10	愛媛県	13
岩手県	4	新潟県	9	大阪府	69	高知県	4
宮城県	8	富山県	4	兵庫県	28	福岡県	29
秋田県	6	石川県	7	奈良県	6	佐賀県	3
山形県	2	福井県	2	和歌山県	8	長崎県	7
福島県	8	山梨県	9	鳥取県	3	熊本県	15
茨城県	11	長野県	11	島根県	4	大分県	11
栃木県	6	岐阜県	7	岡山県	6	宮崎県	6
群馬県	10	静岡県	19	広島県	13	鹿児島県	11
埼玉県	89	愛知県	41	山口県	3	沖縄県	7
千葉県	22	三重県	10	徳島県	0	合計	739

以下、虐待の事実が認められた739件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別 (表 14)

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が30.9%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が29.5%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が13.5%、「介護老人保健施設」が5.3%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	施設介護・療養型医療	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	228	39	5	100	218	(107)	(111)	18
割合(%)	30.9	5.3	0.7	13.5	29.5	(14.5)	(15.0)	2.4

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	6	9	29	23	27	8	29	739
割合(%)	0.8	1.2	3.9	3.1	3.7	1.1	3.9	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった41件を除く698件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、698件の事例において特定された被虐待高齢者数は1,366人であった。

ア. 虐待の種別 (表 15)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が51.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が38.1%、「介護等放棄」が23.9%、「経済的虐待」が4.0%、「性的虐待」が3.5%であった。

表 15 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	703	327	521	48	54
割合(%)	51.5	23.9	38.1	3.5	4.0

(注) 割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 41 件を除く 698 件における被虐待高齢者の総数 1,366 人に対する集計（表 16～22 も同様）。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 1,366 人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 16）

被虐待高齢者 1,366 人のうち「身体拘束あり」が 24.3%、「身体拘束なし」が 75.7%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
332 人 (24.3%)	1,034人 (75.7%)	1,366人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 17）

虐待の程度（深刻度）の割合では、今回調査より 4 段階評価に改めたが、最も軽い「1（軽度）」が 52.3%である一方、最も重い「4（最重度）」は 2.2%であった。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者 770 人分についてであり、特定された被虐待者総数 1,366 人と一致しない。

表 17 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合(%)
1（軽度）	403	(52.3%)
2（中度）	246	(31.9%)
3（重度）	104	(13.5%)
4（最重度）	17	(2.2%)
合計	770	(100.0%)

(4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 18）

「男性」が 28.6%、「女性」が 71.3%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
390 人 (28.6%)	974 人 (71.3%)	2 人 (0.1%)	1,366人 (100.0%)

イ. 年齢（表 19）

「85～89 歳」が 26.1%と最も多く、次いで「90～94 歳」が 20.5%、「80～84 歳」が 17.3%、「95～99 歳」が 10.3%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	21	38	92	127	237	355	280	141	36	39	1,366
割合(%)	1.5	2.8	6.7	9.3	17.3	26.1	20.5	10.3	2.6	2.9	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 20～表 22）

「要介護 4」が 29.4%と最も多く、次いで「要介護 5」が 22.8%、「要介護 3」が 20.7%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 72.9%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 76.4%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 55.3%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	8	0.6
要支援 1	4	0.3
要支援 2	6	0.4
要介護 1	71	5.2
” 2	129	9.4
” 3	283	20.7
” 4	402	29.4
” 5	311	22.8
不明	152	11.1
合計	1,366	100.0
(再掲)要介護3以上	(996)	(72.9)

表 21 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	22	1.6
認知症日常生活自立度Ⅰ	46	3.4
” Ⅱ	206	15.1
” Ⅲ	411	30.1
” Ⅳ	174	12.7
” M	33	2.4
認知症あるが自立度は不明	220	16.1
認知症の有無が不明	254	18.6
合計	1,366	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(1,044)	(76.4)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」
の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	15	1.1
日常生活自立度（寝たきり度） J	34	2.5
“ A	209	15.3
“ B	384	28.1
“ C	163	11.9
不明	561	41.1
合計	1,366	100.0
（再掲）日常生活自立度（寝たきり度）A以上	（756）	（55.3）

（5）虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 90 件を除く 649 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、649 件の事例において特定された虐待者数は 965 人であった。

ア．年齢（表 23）

「50～59 歳」が 16.9%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 16.6%、「40～49 歳」が 15.6%、「30 歳未満」が 11.5%、「60 歳以上」が 11.1%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	111	160	151	163	107	273	965
割合 (%)	11.5	16.6	15.6	16.9	11.1	28.3	100.0

イ．職種（表 24）

「介護職」が 81.3%、「看護職」が 5.1%、「管理職」が 4.6%、「施設長」が 3.9%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	（内訳）			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	785	(219)	(210)	(356)	49	44	38
割合 (%)	81.3	(27.9)	(26.8)	(45.4)	5.1	4.6	3.9
	経営者・開設者	その他	不明	合計			
人数	16	33	0	965			
割合 (%)	1.7	3.4	0.0	100.0			

ウ．性別（表 25）

「男性」が 52.2%、「女性」が 45.2%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
504 人 (52.2%)	436 人 (45.2%)	25 人 (2.6%)	965 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 26～表 29）

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 854 件（令和 2 年度以前に虐待と認定して令和 3 年度に対応した 106 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 587 件、「改善計画提出依頼」が 581 件、「従事者等への注意・指導」が 295 件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等（複数回答）

施設等に対する指導	587 件
改善計画提出依頼	581 件
従事者等への注意・指導	295 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 159 件、「改善勧告」が 60 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 0 件、「改善命令」が 10 件、「指定の効力停止」が 8 件、「指定の取消」が 3 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 63 件、「改善命令」が 11 件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」が 0 件であった。

表 27 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	159 件
改善勧告	60 件
改善勧告に従わない場合の公表	0 件
改善命令	10 件
指定の効力停止	8 件
指定の取消	3 件

表 28 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	63 件
改善命令	11 件
事業の制限、停止、廃止	0 件
認可取消	0 件

（注）1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 540 件、「勧告等への対応」が 38 件であった。

表 29 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	540 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(398件)
報告徴収等に対する改善	(142件)
勧告等への対応	38 件
その他	26 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表 30、表 31)

令和3年度に全国の1,741市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、36,378件であった。令和2年度は35,774件であり、604件(1.7%)増加した。

表 30 相談・通報件数

	令和3年度	令和2年度	増減
件数	36,378	35,774	604 (1.7%)

表 31 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数 (令和3年度内)

北海道	1,056	東京都	4,159	滋賀県	609	香川県	218
青森県	373	神奈川県	2,596	京都府	1,318	愛媛県	256
岩手県	339	新潟県	1,200	大阪府	3,470	高知県	248
宮城県	900	富山県	365	兵庫県	1,928	福岡県	1,017
秋田県	177	石川県	447	奈良県	287	佐賀県	140
山形県	243	福井県	265	和歌山県	348	長崎県	250
福島県	525	山梨県	158	鳥取県	120	熊本県	432
茨城県	662	長野県	581	島根県	158	大分県	318
栃木県	361	岐阜県	393	岡山県	527	宮崎県	386
群馬県	309	静岡県	829	広島県	817	鹿児島県	462
埼玉県	1,798	愛知県	1,996	山口県	371	沖縄県	391
千葉県	1,980	三重県	448	徳島県	147	合計	36,378

(2) 相談・通報者 (表 32)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計38,850人に対して、「警察」が32.7%で最も多く、次いで「介護支援専門員」が24.9%、「家族・親族」が8.0%、「被虐待者本人」が5.8%、「介護保険事業所職員」が5.4%、「当該市町村行政職員」が5.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数36,378件と一致しない。

表 32 相談・通報者 (複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	9,681	2,109	1,685	1,248	656	2,266	3,095	569	2,055	12,695	2,729	62	38,850
割合(%)	24.9	5.4	4.3	3.2	1.7	5.8	8.0	1.5	5.3	32.7	7.0	0.2	100.0
(参考) 令和2年度	9,760	1,938	1,673	1,265	684	2,427	3,127	546	2,288	11,978	2,666	50	38,402
	25.4	5.0	4.4	3.3	1.8	6.3	8.1	1.4	6.0	31.2	6.9	0.1	100.0

(3) 事実確認の状況 (表 33~35)

令和3年度において「事実確認を行った事例」が35,187件、「事実確認を行っていない事例」が2,195件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った」が180件であり、「訪問調査を行った」が22,218件、「関係者からの情報収集を行った」が12,789件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が1,775件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が420件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった35,143件では0日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった16,373件では2日であった。

表 33 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和3年度内に通報・相談)	(うち令和2年度以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	35,187	34,202	985	94.1
立入調査以外の方法により調査を行った	35,007	34,029	978	(93.6)
訪問調査を行った	22,218	21,519	699	[59.4]
関係者からの情報収集を行った	12,789	12,510	279	[34.2]
立入調査により調査を行った	180	173	7	(0.5)
警察が同行した	115	109	6	[0.3]
援助要請をしなかった	65	64	1	[0.2]
事実確認を行っていない事例	2,195	2,176	19	5.9
虐待ではなく事実確認不要と判断した	1,775	1,770	5	(4.7)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	420	406	14	(1.1)
合計	37,382	36,378	1,004	100.0

表 34 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	21,057	4,125	1,594	3,598	2,505	857	419	988	35,143

中央値0日(即日)

(注) 回答のあった35,143件の事例を集計

表 35 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	6,066	1,548	888	2,177	2,152	1,141	599	1,802	16,373

中央値2日

(注) 回答のあった16,373件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 36、表 37)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、16,426件であった。令和2年度は17,281件であり、855件(4.9%)減少した。

表 36 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16,426	46.7
虐待ではないと判断した事例	12,796	36.4
虐待の判断に至らなかった事例	5,965	17.0
合計	35,187	100.0

表 37 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和3年度内）

北海道	321	東京都	2,606	滋賀県	301	香川県	109
青森県	211	神奈川県	813	京都府	699	愛媛県	117
岩手県	175	新潟県	396	大阪府	1,499	高知県	124
宮城県	476	富山県	176	兵庫県	765	福岡県	445
秋田県	62	石川県	159	奈良県	130	佐賀県	37
山形県	127	福井県	140	和歌山県	182	長崎県	145
福島県	302	山梨県	83	鳥取県	67	熊本県	266
茨城県	236	長野県	310	島根県	60	大分県	150
栃木県	208	岐阜県	155	岡山県	291	宮崎県	137
群馬県	115	静岡県	409	広島県	362	鹿児島県	114
埼玉県	541	愛知県	996	山口県	109	沖縄県	206
千葉県	779	三重県	228	徳島県	87	合計	16,426

(5) 虐待の発生要因（表 38）

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」(55.0%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」(52.4%)、虐待者の「精神状態が安定していない」(48.7%)、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(47.3%)、「理解力の不足や低下」(46.3%)等が挙げられている。

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合(%)	
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,615	52.4
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	7,183	43.7
	c) 孤立・補助介護者の不在等	5,465	33.3
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,655	10.1
	e) 知識や情報の不足	7,408	45.1
	f) 理解力の不足や低下	7,612	46.3
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	3,651	22.2
	h) 障害・疾病	5,282	32.2
	i) 障害疑い・疾病疑い	4,157	25.3
	j) 精神状態が安定していない	7,993	48.7
	k) ひきこもり	1,635	10.0
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,776	47.3
	m) 家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	3,264	19.9
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがらさ	5,840	35.6
	o) 飲酒の影響	1,783	10.9
p) 依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	1,223	7.4	
q) その他	1,304	7.9	

被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,038	55.0
	b) 精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	5,168	31.5
	c) 身体的自立度の低さ	7,045	42.9
	d) 排泄介助の困難さ	4,750	28.9
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	2,586	15.7
	f) 障害・疾病	5,958	36.3
	g) 障害疑い・疾病疑い	2,251	13.7
	h) その他	1,032	6.3
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務（経済的問題）	5,219	31.8
	b) 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	2,698	16.4
	c) （虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,275	32.1
	d) （虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,557	21.7
	e) その他	533	3.2
その他	a) ケアサービスの不足の問題	4,164	25.4
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	951	5.8
	c) その他	329	2.0

（注）前回調査から、一部項目を変更・追加している。

以下、虐待判断件数 16,426 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,426 件に対する被虐待高齢者の総数は 16,809 人であった。

（6）虐待の内容

ア．虐待の種別（表 39）

虐待の種別（複数回答）は、「身体的虐待」が 67.3% で最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.5%、「介護等放棄」が 19.2%、「経済的虐待」が 14.3%、「性的虐待」が 0.5% であった。

表 39 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,310	3,225	6,638	76	2,399
割合（%）	67.3	19.2	39.5	0.5	14.3

（注）被虐待高齢者の総数 16,809 人に対する集計（表 40～43 も同様）。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 16,809 人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ

性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 40）

虐待の程度（深刻度）の割合は、今回調査より 4 段階評価に改めたが、「1（軽度）」が 39.1%と最も多く、次いで「2（中度）」が 34.8%、「3（重度）」が 19.2%、「4（最重度）」が 6.8%を占めた。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待者 12,905 人分についてであり、特定された被虐待者総数 16,809 人と一致しない。

表 40 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合 (%)
1（軽度）	5,052	39.1
2（中度）	4,497	34.8
3（重度）	2,473	19.2
4（最重度）	883	6.8
合計	12,905	100.0

（7）被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 41、表 42）

性別では「女性」が 75.6%、「男性」が 24.4%であり、女性が 8 割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.6%と最も多かった。

表 41 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4,096 (24.4%)	12,713 (75.6%)	0 (0.0%)	16,809 (100.0%)

表 42 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,228	2,495	3,182	4,143	3,545	2,201	15	16,809
割合 (%)	7.3	14.8	18.9	24.6	21.1	13.1	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 43）

被虐待高齢者 16,809 人のうち、「要介護認定済み」が 11,426 人（68.0%）であった。

表 43 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	4,518	26.9
要介護認定 申請中	541	3.2
要介護認定 済み	11,426	68.0
要介護認定 非該当（自立）	304	1.8
不明	20	0.1
合計	16,809	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況（表 44～表 48）

要介護認定者 11,426 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 26.5%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.7%、「要介護 3」が 18.4%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 72.2%（被虐待高齢者全体（16,809 人）の 49.1%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 69.7%であった。

表 44 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援 1	788	6.9
要支援 2	917	8.0
要介護 1	3,026	26.5
“ 2	2,476	21.7
“ 3	2,097	18.4
“ 4	1,345	11.8
“ 5	748	6.5
不明	29	0.3
合計	11,426	100.0
(再掲) 要介護3以上	(4,190)	(36.7)

表 45 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	978	8.6
認知症日常生活自立度Ⅰ	1,999	17.5
“ Ⅱ	4,125	36.1
“ Ⅲ	2,819	24.7
“ Ⅳ	768	6.7
“ M	195	1.7
認知症あるが自立度は不明	343	3.0
認知症の有無が不明	199	1.7
合計	11,426	100.0
(再掲) 自立度Ⅱ以上 (※)	(8,250)	(72.2)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 46 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	505	4.4
日常生活自立度（寝たきり度）J	2,408	21.1
“ A	4,742	41.5
“ B	2,447	21.4
“ C	777	6.8
不明	547	4.8
合計	11,426	100.0
(再掲) 日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(7,966)	(69.7)

表 47 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	9,329	81.6
過去に受けていたが判断時点では受けていない	496	4.3
過去も含めて受けていない	1,551	13.6
不明	50	0.4
合計	11,426	100.0

表 48 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合（％）	件数	割合（％）	件数	割合（％）
訪問介護	2,317	24.8%	82	16.5%	2,399	24.4%
訪問入浴介護	126	1.4%	2	0.4%	128	1.3%
訪問看護	1,547	16.6%	39	7.9%	1,586	16.1%
訪問リハビリテーション	326	3.5%	4	0.8%	330	3.4%
居宅療養管理・訪問診療	180	1.9%	6	1.2%	186	1.9%
デイサービス	5,922	63.5%	255	51.4%	6,177	62.9%
デイケア（通所リハ）	700	7.5%	40	8.1%	740	7.5%
福祉用具貸与等	2,121	22.7%	76	15.3%	2,197	22.4%
住宅改修	22	0.2%	12	2.4%	34	0.3%
グループホーム	20	0.2%	6	1.2%	26	0.3%
小規模多機能	310	3.3%	11	2.2%	321	3.3%
ショートステイ	1,334	14.3%	45	9.1%	1,379	14.0%
老人保健施設	79	0.8%	7	1.4%	86	0.9%
特別養護老人ホーム	73	0.8%	1	0.2%	74	0.8%
有料老人ホーム・特定施設	33	0.4%	2	0.4%	35	0.4%
介護療養型医療施設（介護医療院）	4	0.0%	2	0.4%	6	0.1%
複合型サービス	35	0.4%	2	0.4%	37	0.4%
定期巡回・随時訪問サービス	18	0.2%	0	0.0%	18	0.2%
その他	182	2.0%	12	2.4%	194	2.0%

（注）割合は、表 47 の介護サービスを受けている（9,329 人）、過去受けていたが判断時点では受けていない（496 人）に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

（8）虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 49）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 52.6%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 34.9%であり、87.5%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 49 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	8,847	5,861	1,942	149	10	16,809
割合（％）	52.6	34.9	11.6	0.9	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 50）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 34.0%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 23.3%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 11.5%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 11.0%の順であった。

表 50 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,204	3,921	5,714	1,929	1,841	2,154	46	16,809
割合（％）	7.2	23.3	34.0	11.5	11.0	12.8	0.3	100.0

（注）「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 51）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 38.9%と最も多く、次いで「夫」が 22.8%、「娘」が 19.0%の順であった。

なお、1 件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,426 件に対する虐待者の総数は 17,624 人であった。

表 51 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,024	1,233	6,857	3,342	476	175	356	551	605	5	17,624
割合 (%)	22.8	7.0	38.9	19.0	2.7	1.0	2.0	3.1	3.4	0.0	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 52）

虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 25.9%と最も多く、次いで 60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.0%、70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 16.0%、「40～49 歳」が 15.3%の順であった。

表 52 虐待者の年齢

	40歳 未満	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	1,178	2,695	4,568	1,593	1,224	1,454	1,362	1,538	899	250	863	17,624
割合 (%)	6.7	15.3	25.9	9.0	6.9	8.3	7.7	8.7	5.1	1.4	4.9	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 53）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 51.6%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 20.7%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 13.9%であった。

表 53 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	4,958	20.7
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,344	51.6
現在対応について検討・調整中の事例	557	2.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,326	13.9
その他	2,728	11.4
合計	23,913	100.0

(注) 虐待への対応には、令和 2 年度以前に虐待と認定して令和 3 年度に対応した 7,104 人を含むため、合計人数は令和 3 年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 16,809 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応（表 54）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 34.4%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 17.4%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」が 13.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.6%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 675 人のうち 474 人（70.2%）において面会を制限する措置が行われていた。

表 54 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	1,705	34.4
やむを得ない事由等による措置	675	13.6
うち、面会の制限を行った事例	(474)	(70.2)
緊急一時保護	464	9.4
医療機関への一時入院	865	17.4
上記以外の住まい・施設等の利用	682	13.8
虐待者を高齢者から分離(転居等)	317	6.4
その他	250	5.0
合計	4,958	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 55)

分離していない事例（経過観察（見守り）を除く。）における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 56.6%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.4%であった。

※「経過観察（見守り）」は、2,995 件（24.3%）

表 55 分離していない事例（経過観察（見守り）を除く。）対応の内訳（複数回答）

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	6,983	56.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	286	2.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	939	7.6
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,380	27.4
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	555	4.5
その他	2,226	18.0

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待高齢者12,344人に対するもの。

複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者12,344人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 56)

成年後見制度の利用については、利用開始済みが 913 人（うち令和 3 年度内に利用開始済が 722 人）、「利用手続き中」が 638 人であった。また、令和 3 年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 1,360 人のうち、市町村長申立の事例は 909 人（66.8%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 224 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 17 人であった。

表 56 成年後見制度の利用状況

	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	191
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	722
成年後見制度利用手続き中	638

オ. 養護者支援（表 57）

養護者支援の取組内容については、「養護者への相談・助言」が 64.7%と最も多く、次いで「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」が 57.3%、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が 57.0%であった。

表 57 養護者支援の取組内容（複数回答）

	人数	割合(%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	13,710	57.3
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	13,635	57.0
他部署多機関等との連携による支援チームの形成	10,628	44.4
養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	9,960	41.7
養護者への相談・助言	15,466	64.7
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	8,022	33.5
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	10,254	42.9
定期的な訪問によるモニタリング	11,241	47.0
養護者支援の終結の判断	7,476	31.3
その他	751	3.1

（注）割合は、令和 2 年度以前に虐待と認定して令和 3 年度に対応した 7,104 人を含む被虐待高齢者 23,913 人に対するもの。

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 死亡原因及び被害者数（表 58）

「養護者による被養護者の殺人（心中未遂を除く）」が 13 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 9 人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 4 人、「心中（養護者、被養護者とも死亡）」が 2 人、「その他」が 6 人、「不明」が 3 人であった。

表 58 死亡原因

	人数
養護者による被養護者の殺人（心中未遂を除く）	13
養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死	4
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	9
心中（養護者、被養護者とも死亡）	2
心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）	0
その他	6
不明	3
合計	37

イ. 加害者の性別及び続柄（表 59）

加害者の性別は「男性」23 人（62.2%）、「女性」14 人（37.8%）であり、続柄は、「息子」が 15 人（40.5%）、「夫」が 7 人（18.9%）、「娘」が 6 人（16.2%）、「妻」が 5 人（13.5%）、「兄弟姉妹」が 1 人（2.7%）、「その他」が 3 人（8.1%）であった。

表 59 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	7	5	15	6	1	3	37
割合 (%)	18.9	13.5	40.5	16.2	2.7	8.1	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 60）

被害者の性別は「男性」が 10 人（27.0%）、「女性」が 27 人（73.0%）であった。年齢は、「90 歳以上」が 9 人（24.3%）、「85～89 歳」、「75～79 歳」がそれぞれ 7 人（18.9%）、「80～84 歳」が 6 人（16.2%）、「70～74 歳」が 5 人（13.5%）、「65～69 歳」が 3 人（8.1%）であった。

表 60 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	3	5	7	6	7	9	37
割合 (%)	8.1	13.5	18.9	16.2	18.9	24.3	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 61）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 13 人（35.1%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 7 人（18.9%）、「過去も含めて受けていない」が 16 人（43.2%）、「不明」が 1 人（2.7%）であった。

表 61 介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	13	35.1
過去に受けていたが事件時点では受けていない	7	18.9
過去も含めて受けていない	16	43.2
不明	1	2.7
合計	37	100.0

オ. 事案の事後検証及び再発防止策の実施状況（表 62、表 63）

発生した死亡事案のうち、事後検証・振り返り作業を何らかの形で実施したのは 23 件（62.2%）、実施していない（未定及び不明を含む）のは 14 件（37.8%）であった。

また、再発防止策を実施したのは 14 件（37.8%）、現在計画中は 7 件（18.9%）であった。

表 62 事案の事後検証

	人数	割合 (%)
実施した（予定を含む）	23	62.2
実施していない	14	37.8
合計	37	100.0

（注）「実施した（している）」には事後検証もしくは振り返りを何らかの形で実施したものが含まれる。

表 63 再発防止策の実施

	件数	割合 (%)
実施した	14	37.8
現在計画中	7	18.9
実施していない	16	43.2
合計	37	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度末の状況を調査した（表64）。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が89.9%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が88.9%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が87.4%、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が83.0%、「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化」が80.8%、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」が80.4%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が51.6%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が52.3%と半数程度にとどまっている。また「終結した虐待事案の事後検証」については43.7%と半数を下回っていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は55.1%にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

加えて、今回調査より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が78.1%と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が6.5%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が20.6%など、半数を下回る項目が多かった。

表 64 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和3年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	R02実施済
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	1,445 83.0	296 17.0	
	地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	1,111 63.8	630 36.2	1,082 62.1
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	1,025 58.9	716 41.1	1,048 60.2
	居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	1,044 60.0	697 40.0	
	介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	930 53.4	811.0 46.6	
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,399 80.4	342 19.6	
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,341 77.0	400 23.0	1,338 76.9
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	911 52.3	830 47.7	917 52.7
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	899 51.6	842 48.4	897 51.5
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,522 87.4	219 12.6	1,491 85.6
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1,057 60.7	684 39.3	879 50.5
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,071 61.5	670 38.5	1,057 60.7
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,324 76.0	417 24.0	1,294 74.3
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,407 80.8	334 19.2	1345 77.3
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	959 55.1	782 44.9	902 51.8
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,565 89.9	176 10.1	1,557 89.4
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,547 88.9	194 11.1	1,545 88.7
	終結した虐待事案の事後検証	761 43.7	980 56.3	737 42.3
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	452 26.0	1,289 74.0	
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	358 20.6	1,383 79.4	
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	737 42.3	1,004 57.7	
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	114 6.5	1,627 93.5	
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	580 33.3	1,161 66.7	
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	999 57.4	742 42.6	
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	1,360 78.1	381 21.9	
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	820 47.1	921 52.9	

(注) 前年度実績が空欄の項目は今回調査で内容が変更されたもの、斜線の項目は今回新たに設けたもの

(参考) 実施状況について

広報・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブックなどに掲載・(全戸)配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑤介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
ネットワーク構築	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、警察、消防、企業等と連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築、定期開催(ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々)
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)
行政機関連携	⑩成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑪地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 成年後見センターを開設し、必要時に連携して対応
	⑫警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に行うなど
	⑬居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
	⑭生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築
⑮保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 関係部署等と調整・連携するための会議を開催	
相談・支援	⑯虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑰居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 セルフネグレクト、サービス拒否者に対する訪問とサービス導入支援、警察署と社会的弱者見守り連携協定書を締結し、セルフネグレクトなどの困難ケースについて、関係機関が情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築
	⑱終了した虐待事案の事後検証 ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等に対応や終了後の検証を実施、総合相談の中でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、ケアマネジャーと評価会議を実施、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度の状況を調査した（表65）。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は42都道府県（89.4%）で、「市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み10都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）」（実施済み11都道府県）、「市町村への支援（ネットワーク構築等支援）」（実施済み15都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。

また、今回より、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は41都道府県（87.2%）で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は37都道府県（78.7%）、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は36都道府県（76.6%）で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」（実施済み15都道府県）、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援」（実施済み20都道府県）など、半数を下回るものもあった。

表 65 都道府県における体制整備等に関する状況

(上：都道府県数、下：割合(%))

		実施済	未実施	R02実施済
高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）	10 21.3	37 78.7	12 25.5
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修）	29 61.7	18 38.3	27 57.4
	介護施設・サービス事業所への支援（看護職員研修）	24 51.1	23 48.9	19 40.4
	市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）	36 76.6	11 23.4	36 76.6
	市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）	42 89.4	5 10.6	39 83.0
	市町村への支援（ネットワーク構築等支援）	15 31.9	32 68.1	15 31.9
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）	11 23.4	36 76.6	10 21.3
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）	16 34.0	31 66.0	12 25.5
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）	7 14.9	40 85.1	9 19.1
	上記補助事業以外の独自の取り組み	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	43 91.5	4 8.5
市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等		40 85.1	7 14.9	37 78.7
住民・サービス利用者	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	15 31.9	32 68.1	
施設する事業組所に對	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	26 55.3	21 44.7	
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	22 46.8	25 53.2	
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	21 44.7	26 55.3	
市町村支援としての取組	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援	20 42.6	27 57.4	
	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催	36 76.6	11 23.4	
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有	41 87.2	6 12.8	
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議	37 78.7	10 21.3	
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村担当者が医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	27 57.4	20 42.6	

(注) 前年度実績が斜線の項目は今回新たに設けたもの

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 66 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／I (n=37)	人数	19	6	18	3	2
	割合(%)	51.4	16.2	48.6	8.1	5.4
II (n=174)	人数	86	33	76	6	7
	割合(%)	49.4	19.0	43.7	3.4	4.0
III (n=373)	人数	221	95	109	5	6
	割合(%)	59.2	25.5	29.2	1.3	1.6
IV／M (n=176)	人数	95	65	45	6	2
	割合(%)	54.0	36.9	25.6	3.4	1.1
合計 (n=760)	人数	421	199	248	20	17
	割合(%)	55.4	26.2	32.6	2.6	2.2

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 67 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度（深刻度）				合計
		1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）	
なし／自立／I	人数	4	5	2	0	11
	割合(%)	36.4	45.5	18.2	0.0	100.0
II	人数	39	33	15	3	90
	割合(%)	43.3	36.7	16.7	3.3	100.0
III	人数	123	94	17	5	239
	割合(%)	51.5	39.3	7.1	2.1	100.0
IV／M	人数	62	35	15	4	116
	割合(%)	53.4	30.2	12.9	3.4	100.0
合計	人数	228	167	49	12	456
	割合(%)	50.0	36.6	10.7	2.6	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 68 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援1／要支援2／ 要介護1 (n=64)	人数	28	10	25	3	7
	割合(%)	43.8	15.6	39.1	4.7	10.9
要介護2 (n=107)	人数	58	14	42	4	5
	割合(%)	54.2	13.1	39.3	3.7	4.7
要介護3 (n=257)	人数	167	42	103	9	3
	割合(%)	65.0	16.3	40.1	3.5	1.2
要介護4 (n=364)	人数	186	91	131	8	10
	割合(%)	51.1	25.0	36.0	2.2	2.7
要介護5 (n=271)	人数	150	85	70	6	5
	割合(%)	55.4	31.4	25.8	2.2	1.8
合計 (n=1,063)	人数	589	242	371	30	30
	割合(%)	55.4	22.8	34.9	2.8	2.8

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 69 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／J (n=41)	人数	21	4	17	1	3
	割合(%)	51.2	9.8	41.5	2.4	7.3
A (n=176)	人数	100	32	70	9	3
	割合(%)	56.8	18.2	39.8	5.1	1.7
B (n=345)	人数	196	82	124	6	6
	割合(%)	56.8	23.8	35.9	1.7	1.7
C (n=150)	人数	60	76	34	4	3
	割合(%)	40.0	50.7	22.7	2.7	2.0
合計 (n=712)	人数	377	194	245	20	15
	割合(%)	52.9	27.2	34.4	2.8	2.1

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 70 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険施設 (n=515)	人数	267	155	190	18	5
	割合(%)	51.8	30.1	36.9	3.5	1.0
GH・小規模多機能 (n=172)	人数	105	39	51	6	7
	割合(%)	61.0	22.7	29.7	3.5	4.1
その他入所系 (n=515)	人数	250	102	229	9	19
	割合(%)	48.5	19.8	44.5	1.7	3.7
居宅系(n=90)	人数	42	12	37	12	15
	割合(%)	46.7	13.3	41.1	13.3	16.7
その他(n=74)	人数	39	19	14	3	8
	割合(%)	52.7	25.7	18.9	4.1	10.8
合計 (n=1,366)	人数	703	327	521	48	54
	割合(%)	51.5	23.9	38.1	3.5	4.0

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。
虐待種別は複数回答形式で集計。

表 70-2 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細）

		被虐待高齢者数	虐待種別					虐待に該当する身体拘束	
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
特別養護老人ホーム	人数	428	216	135	171	13	5	46	
	割合(%)	100.0	50.5	31.5	40.0	3.0	1.2	10.7	
介護老人保健施設	人数	80	45	19	17	5	0	29	
	割合(%)	100.0	56.3	23.8	21.3	6.3	0.0	36.3	
介護療養型医療施設（介護医療院）	人数	7	6	1	2	0	0	2	
	割合(%)	100.0	85.7	14.3	28.6	0.0	0.0	28.6	
認知症対応型共同生活介護	人数	152	95	37	42	6	6	40	
	割合(%)	100.0	62.5	24.3	27.6	3.9	3.9	26.3	
有料老人ホーム	人数	384	211	95	131	7	19	138	
	割合(%)	100.0	54.9	24.7	34.1	1.8	4.9	35.9	
	(内数) 住宅型有料老人ホーム	人数	(175)	(114)	(15)	(53)	(2)	(15)	(79)
	割合(%)	(100.0)	(65.1)	(8.6)	(30.3)	(1.1)	(8.6)	(45.1)	
	(内数) 介護付き有料老人ホーム	人数	(209)	(97)	(80)	(78)	(5)	(4)	(59)
	割合(%)	(100.0)	(46.4)	(38.3)	(37.3)	(2.4)	(1.9)	(28.2)	
小規模多機能型居宅介護等	人数	20	10	2	9	0	1	5	
	割合(%)	100.0	50.0	10.0	45.0	0.0	5.0	25.0	
軽費老人ホーム	人数	7	4	0	4	0	0	2	
	割合(%)	100.0	57.1	0.0	57.1	0.0	0.0	28.6	
養護老人ホーム	人数	82	10	2	75	0	0	4	
	割合(%)	100.0	12.2	2.4	91.5	0.0	0.0	4.9	
短期入所施設	人数	42	25	5	19	2	0	11	
	割合(%)	100.0	59.5	11.9	45.2	4.8	0.0	26.2	
訪問介護等	人数	44	23	8	17	7	12	14	
	割合(%)	100.0	52.3	18.2	38.6	15.9	27.3	31.8	
通所介護等	人数	38	15	2	18	5	2	5	
	割合(%)	100.0	39.5	5.3	47.4	13.2	5.3	13.2	
居宅介護支援等	人数	8	4	2	2	0	1	4	
	割合(%)	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0	12.5	50.0	
その他	人数	74	39	19	14	3	8	32	
	割合(%)	100.0	52.7	25.7	18.9	4.1	10.8	43.2	
合計	人数	1,366	703	327	521	48	54	332	
	割合(%)	100.0	51.5	23.9	38.1	3.5	4.0	24.3	

(注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 71 施設種別ごとの虐待の程度（深刻度）

施設種別	虐待の程度（深刻度）				合計	
	1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）		
介護保険施設	人数	176	79	26	3	284
	割合（%）	62.0	27.8	9.2	1.1	100.0
GH・小規模多機能	人数	31	45	10	3	89
	割合（%）	34.8	50.6	11.2	3.4	100.0
その他入所系	人数	174	87	46	9	316
	割合（%）	55.1	27.5	14.6	2.8	100.0
居宅系	人数	15	28	5	1	49
	割合（%）	30.6	57.1	10.2	2.0	100.0
その他	人数	7	7	17	1	32
	割合（%）	21.9	21.9	53.1	3.1	100.0
合計	人数	403	246	104	17	770
	割合（%）	52.3	31.9	13.5	2.2	100.0

（注）「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 72 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

	男性	女性	不明	合計	
本調査での虐待者	人数	504	436	25	965
	割合（%）	52.2	45.2	2.6	100.0
介護従事者	人数	14,066	59,382	1,354	74,802
	割合（%）	18.8	79.4	1.8	100.0

（注）「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和3年度介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）』による。

表 73 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	87	119	90	93	389
	割合（%）	22.4	30.6	23.1	23.9	100.0
女性	人数	24	41	61	177	303
	割合（%）	7.9	13.5	20.1	58.4	100.0
合計	人数	111	160	151	270	692
	割合（%）	16.0	23.1	21.8	39.0	100.0

（注）年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合（%）	12.7	27.5	29.2	30.6	100.0
女性	割合（%）	5.7	13.0	24.3	57.1	100.0

（資料）介護労働安定センター『令和3年度介護労働実態調査（事業所における介護労働実態調査）』
年齢、性別は「不明」を除く。

表 74 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合 (%)	管理職、 施設長、 経営者等 割合 (%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他 不明		
特別養護老人ホーム	346	295	25	1	4	2	19	85.3	2.0
介護老人保健施設	39	29	8	0	1	0	1	74.4	2.6
介護療養型医療施設・介護医療院	7	4	3	0	0	0	0	57.1	0.0
認知症対応型共同生活介護	145	117	2	12	8	2	4	80.7	15.2
有料老人ホーム	238	192	7	12	15	9	3	80.7	15.1
(内数) 住宅型有料老人ホーム	(121)	(84)	(3)	(11)	(12)	(9)	(2)	(69.4)	(26.4)
(内数) 介護付き有料老人ホーム	(117)	(108)	(4)	(1)	(3)	(0)	(1)	(92.3)	(3.4)
小規模多機能型居宅介護等	16	13	0	0	1	2	0	81.3	18.8
軽費老人ホーム	5	3	0	0	2	0	0	60.0	40.0
養護老人ホーム	9	7	0	1	0	0	1	77.8	11.1
短期入所施設	43	38	2	2	1	0	0	88.4	7.0
訪問介護等	23	17	0	3	2	0	1	73.9	21.7
通所介護等	51	40	0	9	1	1	0	78.4	21.6
居宅介護支援等	19	12	0	4	0	0	3	63.2	21.1
その他	24	18	2	0	3	0	1	75.0	12.5
合計	965	785	49	44	38	16	33	81.3	10.2

(注) 施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 75 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援 1 (n=788)	人数	548	80	381	4	117
	割合 (%)	69.5	10.2	48.4	0.5	14.8
要支援 2 (n=917)	人数	616	103	454	6	133
	割合 (%)	67.2	11.2	49.5	0.7	14.5
要介護 1 (n=3,026)	人数	2,050	599	1,261	9	428
	割合 (%)	67.7	19.8	41.7	0.3	14.1
要介護 2 (n=2,476)	人数	1,659	533	916	3	332
	割合 (%)	67.0	21.5	37.0	0.1	13.4
要介護 3 (n=2,097)	人数	1,388	527	715	7	309
	割合 (%)	66.2	25.1	34.1	0.3	14.7
要介護 4 (n=1,345)	人数	790	425	361	4	285
	割合 (%)	58.7	31.6	26.8	0.3	21.2
要介護 5 (n=748)	人数	422	257	167	4	155
	割合 (%)	56.4	34.4	22.3	0.5	20.7
合計 (N=11,397)	人数	7,473	2,524	4,255	37	1,759
	割合 (%)	65.6	22.1	37.3	0.3	15.4

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 29 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 76 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

要介護度		虐待の程度（深刻度）				合計
		1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）	
要支援 1	人数	271	188	101	32	592
	割合 (%)	45.8	31.8	17.1	5.4	100.0
要支援 2	人数	311	242	118	42	713
	割合 (%)	43.6	33.9	16.5	5.9	100.0
要介護 1	人数	914	857	434	144	2,349
	割合 (%)	38.9	36.5	18.5	6.1	100.0
要介護 2	人数	753	716	370	119	1,958
	割合 (%)	38.5	36.6	18.9	6.1	100.0
要介護 3	人数	605	618	340	89	1,652
	割合 (%)	36.6	37.4	20.6	5.4	100.0
要介護 4	人数	358	359	248	65	1,030
	割合 (%)	34.8	34.9	24.1	6.3	100.0
要介護 5	人数	189	215	130	53	587
	割合 (%)	32.2	36.6	22.1	9.0	100.0
合計	人数	3,401	3,195	1,741	544	8,881
	割合 (%)	38.3	36.0	19.6	6.1	100.0

（注）虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者から要介護度不明の 29 人を除く。

表 77 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,363)	人数	3,807	694	2,366	39	627
	割合 (%)	71.0	12.9	44.1	0.7	11.7
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I (n=2,977)	人数	1,955	466	1,382	15	469
	割合 (%)	65.7	15.7	46.4	0.5	15.8
認知症自立度 II (n=4,125)	人数	2,780	852	1,593	12	583
	割合 (%)	67.4	20.7	38.6	0.3	14.1
認知症自立度 III 以上 (n=3,782)	人数	2,432	1,063	1,104	9	612
	割合 (%)	64.3	28.1	29.2	0.2	16.2
合計 (N=16,247)	人数	10,974	3,075	6,445	75	2,291
	割合 (%)	67.5	18.9	39.7	0.5	14.1

（注）介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 78 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度（深刻度）				合計
		1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,641	1,299	722	337	3,999
	割合 (%)	41.0	32.5	18.1	8.4	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I	人数	979	793	429	134	2,335
	割合 (%)	41.9	34.0	18.4	5.7	100.0
認知症自立度 II	人数	1,275	1,174	614	184	3,247
	割合 (%)	39.3	36.2	18.9	5.7	100.0
認知症自立度 III 以上	人数	1,023	1,099	627	185	2,934
	割合 (%)	34.9	37.5	21.4	6.3	100.0
合計	人数	4,918	4,365	2,392	840	12,515
	割合 (%)	39.3	34.9	19.1	6.7	100.0

（注）虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 79 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=505)	人数	340	81	235	4	77
	割合 (%)	67.3	16.0	46.5	0.8	15.2
J (n=2,408)	人数	1,608	354	1,069	7	335
	割合 (%)	66.8	14.7	44.4	0.3	13.9
A (n=4,742)	人数	3,279	964	1,842	13	635
	割合 (%)	69.1	20.3	38.8	0.3	13.4
B (n=2,447)	人数	1,531	678	783	10	439
	割合 (%)	62.6	27.7	32.0	0.4	17.9
C (n=777)	人数	402	310	149	3	181
	割合 (%)	51.7	39.9	19.2	0.4	23.3
合計 (N=10,879)	人数	7,160	2,387	4,078	37	1,667
	割合 (%)	65.8	21.9	37.5	0.3	15.3

(注) 介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 80 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）		虐待の程度（深刻度）				合計
		1（軽度）	2（中度）	3（重度）	4（最重度）	
自立	人数	150	135	70	25	380
	割合 (%)	39.5	35.5	18.4	6.6	100.0
J	人数	832	634	341	89	1,896
	割合 (%)	43.9	33.4	18.0	4.7	100.0
A	人数	1,435	1,382	685	206	3,708
	割合 (%)	38.7	37.3	18.5	5.6	100.0
B	人数	684	705	428	118	1,935
	割合 (%)	35.3	36.4	22.1	6.1	100.0
C	人数	175	198	155	63	591
	割合 (%)	29.6	33.5	26.2	10.7	100.0
合計	人数	3,276	3,054	1,679	501	8,510
	割合 (%)	38.5	35.9	19.7	5.9	100.0

(注) 虐待の程度（深刻度）に回答があったもののうち、介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。

表 81 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		介護専門員	介護保険事業所職員	医療従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他
		介護保険サービスを受けている (n=9,329)	人数 割合 (%)	5,415 58.0	1,054 11.3	308 3.3	264 2.8	111 1.2	269 2.9	532 5.7	148 1.6	359 3.8
過去に受けていたが判断時点では受けていない (n=496)	人数 割合 (%)	126 25.4	26 5.2	71 14.3	19 3.8	6 1.2	30 6.0	56 11.3	16 3.2	35 7.1	83 16.7	62 12.5
過去も含めて受けていない (n=1,551)	人数 割合 (%)	237 15.3	49 3.2	177 11.4	73 4.7	48 3.1	155 10.0	230 14.8	63 4.1	133 8.6	321 20.7	179 11.5
合計 (n=11,376)	人数 割合 (%)	5,778 50.8	1,129 9.9	556 4.9	356 3.1	165 1.5	454 4.0	818 7.2	227 2.0	527 4.6	1,208 10.6	972 8.5

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 82 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	その他	総計
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数 割合(%)	129 26.0	201 40.5	10 2.0	147 29.6	9 1.8	496 100.0
過去も含めて受けていない	人数 割合(%)	469 30.2	738 47.6	39 2.5	280 18.1	25 1.6	1,551 100.0
合計	人数 割合(%)	2,969 26.1	6,245 54.9	324 2.8	1,617 14.2	221 1.9	11,376 100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 83 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険サービスを受けている	人数 割合(%)	2,828 38.7	2,689 36.8	1,397 19.1	400 5.5	7,314 100.0
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数 割合(%)	125 34.2	112 30.7	98 26.8	30 8.2	365 100.0
過去も含めて受けていない	人数 割合(%)	448 37.7	384 32.3	244 20.5	112 9.4	1,188 100.0
合計	人数 割合(%)	3,401 38.4	3,185 35.9	1,739 19.6	542 6.1	8,867 100.0

(注) 虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 84 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数 割合(%)	2,848 72.8	1,006 25.7	52 1.3	7 0.2	1 0.0	3,914 100.0
妻	人数 割合(%)	757 67.4	335 29.8	26 2.3	5 0.4	0 0.0	1,123 100.0
息子	人数 割合(%)	3,245 51.4	2,133 33.8	890 14.1	38 0.6	4 0.1	6,310 100.0
娘	人数 割合(%)	1,247 41.4	1,214 40.3	524 17.4	22 0.7	2 0.1	3,009 100.0
息子の配偶者(嫁)	人数 割合(%)	13 4.5	252 87.5	23 8.0	0 0.0	0 0.0	288 100.0
娘の配偶者(婿)	人数 割合(%)	8 6.1	108 81.8	15 11.4	1 0.8	0 0.0	132 100.0
兄弟姉妹	人数 割合(%)	161 51.8	76 24.4	68 21.9	6 1.9	0 0.0	311 100.0
孫	人数 割合(%)	89 21.3	262 62.8	58 13.9	6 1.4	2 0.5	417 100.0
その他	人数 割合(%)	237 44.3	89 16.6	183 34.2	26 4.9	0 0.0	535 100.0
不明	人数 割合(%)	2 40.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	5 100.0
複数虐待者	人数 割合(%)	240 31.4	385 50.3	102 13.3	38 5.0	0 0.0	765 100.0
合計	人数 割合(%)	8,847 52.6	5,861 34.9	1,942 11.6	149 0.9	10 0.1	16,809 100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 85 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄	虐待者の年齢						
	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	
夫	人数	0	3	15	28	209	679
	割合 (%)	0.0	0.1	0.4	0.7	5.2	16.9
妻	人数	7	13	59	69	116	258
	割合 (%)	0.6	1.1	4.8	5.6	9.4	20.9
息子	人数	435	1,608	2,787	932	499	216
	割合 (%)	6.3	23.5	40.6	13.6	7.3	3.2
娘	人数	218	833	1,392	399	186	78
	割合 (%)	6.5	24.9	41.7	11.9	5.6	2.3
その他	人数	518	238	315	165	214	223
	割合 (%)	23.9	11.0	14.5	7.6	9.9	10.3
合計	人数	1,178	2,695	4,568	1,593	1,224	1,454
	割合 (%)	6.7	15.3	25.9	9.0	6.9	8.3

虐待者続柄	虐待者の年齢					合計	
	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明		
夫	人数	912	1,163	739	209	67	4,024
	割合 (%)	22.7	28.9	18.4	5.2	1.7	100.0
妻	人数	270	274	111	24	32	1,233
	割合 (%)	21.9	22.2	9.0	1.9	2.6	100.0
息子	人数	18	4	0	0	358	6,857
	割合 (%)	0.3	0.1	0.0	0.0	5.2	100.0
娘	人数	15	3	0	0	218	3,342
	割合 (%)	0.4	0.1	0.0	0.0	6.5	100.0
その他	人数	147	94	49	17	188	2,168
	割合 (%)	6.8	4.3	2.3	0.8	8.7	100.0
合計	人数	1,362	1,538	899	250	863	17,624
	割合 (%)	7.7	8.7	5.1	1.4	4.9	100.0

表 86 市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備 取組数	市区町村数	高齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数 平均値	虐待判断件数 平均値
0	7	8.6	8.6
1	13	4.1	0.0
2	16	28.8	1.1
3	18	52.9	29.5
4	34	43.4	30.1
5	51	47.2	20.5
6	46	51.1	27.0
7	67	53.5	24.2
8	80	62.2	30.5
9	99	72.7	36.8
10	148	75.4	37.7
11	116	68.2	39.2
12	137	77.9	36.9
13	158	84.1	40.5
14	124	84.2	36.7
15	160	93.8	41.6
16	140	93.1	46.7
17	164	100.5	48.8
18	163	103.9	50.6